

2019年6月11日

各 位

更生会社 日本海洋掘削株式会社  
更生会社 ジャパン・ドリリング(ネーランド)・ビー・ブイ  
管財人 安井 泰 朗  
同 片山 英 二

### 更生計画案の提出期間伸長のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

更生会社両社は、今般更生計画案の提出期間を伸長することとし、東京地方裁判所（平成30年（ミ）第1号、第2号）より、2019年6月11日付でその決定を得ましたので、お知らせ申し上げます。伸長後の更生計画案の提出期間は、以下のとおりです。

- ・ 管財人が更生計画案を提出すべき期間  
令和元年8月30日まで
- ・ 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間  
令和元年8月23日まで

ご質問やご不明な点等がある場合には、事業再生室（03-5847-5858 受付：平日9時～18時）までお問い合わせ下さい。

各位におかれては、引き続き倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具